

労働基準広報 2018 No.1950

2/21

CONTENTS

特集 雇用型・自営型テレワークガイドラインの内容 — 6

雇用型テレワークにおける 長時間労働等を防ぐ手法など例示

雇用型テレワークガイドラインは、在宅勤務ガイドラインを改正し、雇用型テレワーク全般を対象としたもので、勤務途中の中抜け時間などテレワークに際して生じやすい事象の留意点の明示や、事業場外みなし制度を適用できる条件の明確化、テレワークによる長時間労働を防ぐための手法を例示するなどの改正がなされている。一方、自営型テレワークガイドラインは、テレワーカーと発注者の契約を前提とした旧ガイドラインについて、仲介事業者にもガイドラインを守るべきことを示すとともに、インターネットで受発注を行うクラウドソーシングの普及に伴い、仕事を募集する際に明示すべき事項を追加するなどの改正が行われている。

(編集部)

● 知れば得する社会保険 ————— 16

新企画 第2回「健康保険等の被扶養者」
基本手当受給中の者は原則
被扶養者と認められない

(編集部)

● 裁判例から学ぶ予防法務〈第39回〉 ————— 22

学校法人原田学園事件
(岡山地裁 平成29年3月28日判決)
視覚障害有する准教授への職務変更命令等の有効性
障害を有する者の処遇に不当な差別
行わず可能な限り合理的な配慮を

(弁護士・井澤慎次)

● 労働局ジャーナル ————— 36

大分労働局が日田信用金庫に対し
「働き方改革」についての研修を実施

[大分労働局]

● NEWS ————— 1

(厚労省・業務改善助成金の助成額を大幅見直し) 7人以上時給30円引上げで最高100万円/ (29年就労条件総合調査結果) 年休の取得率は2年連続で上昇して49.4%に/ (今春新卒予定者の就職内定状況) 大学の内定率は前年同期比1.0ポイント増の86.0%/ほか

● 知っておくべき職場のルール ————— 37

〈第74回〉「事業場外労働のみなし労働時間制」
事業場外労働でも労働時間の
算定可能なら適用できない

(編集部)

● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ● 労務資料 平成29年賃金引上げ等の実態調査結果②～賃金の改定事情等～ — 42 ● 本誌読者アンケート — 47 ● わたしの監督雑感 愛知・名古屋東労働基準監督署長 織田和成 — 54 ● 今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

賃金関係 [休日や年休日の業務連絡の時間] 賃金の支払い求められたら ——— 48 弁護士・新弘江
労働時間 [勤務間インターバル制度を検討] 導入のポイントは ——— 50 弁護士・田島潤一郎
労働基準法 [人間ドック結果に基づき休職を命令] 休業手当の支払い必要か ——— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内